

斜面変状に伴う対応

1. 貯水池の運用について

1) 低い貯水位を継続 資料1

湯田ダムにおいては、地すべり発生以降、貯水位の変動が地すべりに影響しないよう、伸縮計計器等で監視しながら慎重に貯水位を低下させるなど、その運用を行ってきました。

今回、道路管理者である岩手県による対策工事を円滑に進めるため、令和4年末まで、平常時のダム貯水位を下げた運用出来るよう、発電事業者である岩手県企業局、東北自然エネルギー(株)及びかんがいの利水者である岩手中部土地改良区と調整し、ご理解と水位を下げた運用の同意を得たところです。

具体的には、この9月から来年3月末までは、ダム湖の貯水位を最低水位+1m(標高216m)以下に保ち、来年4月から12月末までは標高222m以下に保つよう運用する計画です。

ただし、今後もこれまでどおり、大雨の際には貯水位が上昇することとなり、そのような際に地すべりの動きが確認された場合には、耳取地区住民の避難等の連絡体制など、引き続き西和賀町をはじめとした関係機関と連携して参ります。

令和3～4年度 湯田ダム水位運用計画表

— 運用計画水位(R3当初) — 運用計画水位
— 実績水位 - - - 洪水時以外規則上超過させられない水位

